

津山市立一宮小学校 いじめ問題対策基本方針

めざす子ども像

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子。
- ・学校の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事だけでなく各学年主任も参画し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取り組みを行う。
 - ・いじめの早期発見のため、年2回のこどもアンケートやQUテストを実施することでいじめの早期発見に努めるとともに、いじめを未然に防止する学級づくりを進める。
 - ・いじめ未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。
- <重点となる取組>**
- ・いじめ問題対策委員会の創設。
 - ・いじめの認知能力や対応能力向上のための職員研修の実施。
 - ・関係諸機関、地域、保護者との積極的な連携。
 - ・年2回のこどもアンケートの実施、年2回のQUテストの実施
 - ・自己有用感を感じられる学級作り。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> 学校のいじめ問題の取り組みについて学級懇談や各種委員会、保護者対象の研修会等で周知を図ることで保護者の理解を得るとともに、学級懇談や学年懇談でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域との方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校便りやPTA会報を通して関連記事を掲載することで啓蒙を図る。	いじめ問題対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取り組みの実施や年計画の作成、実行、検証、修正など取り組みの中核としての役割を果たす ・対策委員会の開催時期> ・年3回開催(必要に応じて随時) <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の終礼、職員会議で伝達。 <構成メンバー> ・校外 SSW、PTA会長 ・校内 校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭 全 教 職 員	<連携機関名> ・津山市教育委員会 ・SSW ・津山警察署 <連携の内容> ・情報共有、連携の構造化 ・非行防止教室の実施 学校内できることと出来ないことの峻別し、出来ないことは外部の専門家に任せるようにする <学校側の窓口> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、現代のいじめ問題について具体的な事例を挙げながらその実態と対応策について定期的に学習する。また、携帯電話事業会社から講師を招聘するなどして、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (児童会活動) ・いじめ防止啓発月間を実施し、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するため、情報モラルに関する授業を、発達段階に応じて系統的に実施する。
早期発見	(実態把握) ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを年間2回に実施し、また年2回の教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、望ましい学級集団を育成するためにQUテストを年間2回実施する。 (相談体制の確立) ・教相談担当の教職員を中心に、全ての教員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制づくりをする。 (家庭への啓発) ・学級懇談などで情報を発信や啓発に努めると同時に、いじめにつながるような気になることは、早め早めに家庭に連絡をするなど、家庭への情報提供を積極的に行うよう務める。また、家庭からの情報をいただけるよう、普段から密に連絡を取り合うようにする。
いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、多面的に情報収集し、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童生徒への指導) ・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。